

学びの基盤づくりとしての「電子図書館」構築事業（案）

令和3年7月16日現在
県立長野図書館

1. 事業の目的

本事業は、県立長野図書館が推進する「長野県 eLibrary 計画」に基づき、すべての県民が身体的・環境的・地域的・経済的な様々なバリアを超えて自由に「出版物／電子コンテンツ」にアクセスすることができる環境を整備するため、電子書籍貸出サービスを中心とした「電子図書館」を構築し、創造的な「学び」の基盤充実を図る。

2. 事業概要

(1) 事業 A：調査・研究支援におけるデジタルシフト【県単独】

県立長野図書館が、県民の調査・研究を支援するレファレンスライブラリーとしての役割を果たすため、専門性の高い出版物・調査研究資料（専門図書）の電子書籍を導入し、来館しなくてもアクセスできる環境を整備する。

① 費用負担

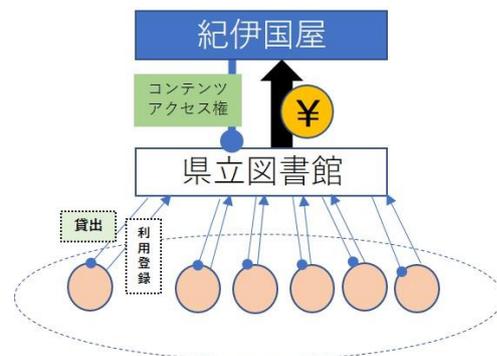
県独自事業のため、県立長野図書館が予算を確保し、執行する。

② 事業の導入・運用体制

導入・運用は県立長野図書館が行うが、資料の選定や利用推進において事業 B で設置する委員会からの意見を取り入れる。

③ 導入時期

令和4年度4月（予定）



(2) 事業 B：地域の情報拠点としてのデジタルシフト【県・市町村共同】

県立長野図書館が全市町村の参画を得て電子書籍貸出サービスを導入し、新たに構築する電子図書館 HP から県民に直接貸出を行うことができるようにする。

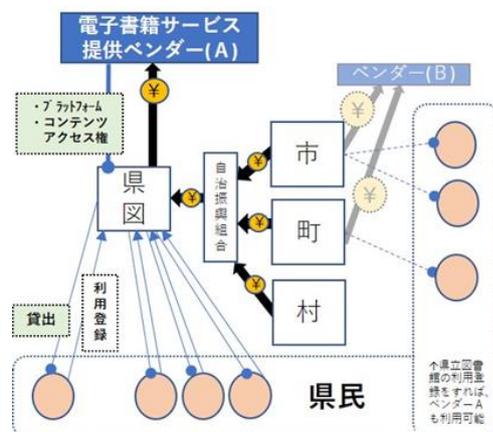
① 契約・費用負担

契約は県で一括して行い、住民サービス向上につながる市町村にも応分の費用を負担いただく。

② 事業の導入体制

長野県 DX 戦略における「スマートハイランド推進プログラム」の一事業に位置付け、DX 推進課が設置する先端技術活用協議会においてワーキンググループ (WG) を立ち上げる。市町村・広域連合に WG への参加希望を募り、事業内容について検討を進める。

事業の枠組みの検討が一定程度進んだ段階で、事業の実現に向け、市長会、町村会を通じ、全市町村参画に向けた合意形成の働きかけを行う。



③ 事業の運用体制

市町村及び県立図書館による委員会（事務局：県立長野図書館）を立ち上げ、委員会で方針を決定する。市町村選書分の選定作業や利用推進の実務は、市町村図書館の担当者が行う。

(a) **運営委員会**：事業全体の方針等を決定する運営委員会を設置する。

(b) **選定委員会**：初期導入するコンテンツ及び追加するコンテンツの選定方針や具体的な方法等を検討する。

(c) **利用推進委員会**：事業のプロモーション、利用環境の整備（デバイスを持たない県民へのアクセスルート確保）、利用支援（情報リテラシー支援）の方針や具体的な方法等を検討する。

想定スケジュール

